

一人ひとりの命を大事にする
第2次下郷町自殺対策行動計画



小さいのち かたくりの花(桑取火)

令和6年4月
福島県 下郷町

はじめに

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されてから、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

本町においては、令和元年度から5年間の「下郷町自殺対策行動計画」を策定し、「一人ひとりの命を大事にする」を目標に、こころの健康を図るため一丸となって自殺対策事業に取り組んできました。

「第2次下郷町自殺対策行動計画」では、一人ひとりの命が尊重される町づくりは言うまでもなく、全ての町民がかけがえのない個人として尊重される社会、誰も自殺に追い込まれることのない下郷町の実現を目指し、これまでの取り組みにおける評価や課題の検討を行うと共に、社会情勢や環境の変化を踏まえ施策を見直し、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする町民の健康づくりを推進します。

令和6年3月

下郷町長 星 學

目 次

I	一人ひとりの命を大事にする下郷町自殺対策行動計画について	
I—1	自殺対策計画策定・見直しの背景	1
I—2	趣旨	3
I—3	計画の位置づけ	6
I—4	計画の期間	6
I—5	計画の数値目標	6
II	下郷町の自殺の現状と関連するデータ	
II—1	下郷町の自殺の現状	7
III	一人ひとりの命を大事にする自殺対策における取組	
III—1	施策体系	11
III—2	基本施策	
(1)	地域におけるネットワークの強化	12
(2)	自殺対策を支える人材の育成	14
(3)	町民への啓発と周知	16
(4)	自殺未遂者への支援	18
(5)	遺された人への支援	19
(6)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	20
III—3	重点施策	
(1)	高齢者	21
(2)	生活困窮者	24
(3)	無職者・失業者	26
(4)	子ども・若者	27
III—4	生きる支援関連施策	
(1)	生きる支援関連施策決定までのプロセス	28
(2)	生きる支援関連施策について	28
IV	自殺対策の推進体制等	
IV—1	自殺対策組織の関係図	41
資料編		
(1)	自殺対策基本法	44
(2)	相談窓口一覧	49

I 一人ひとりの命を大事にする下郷町自殺対策行動計画について

I-1 自殺対策計画策定・見直しの背景

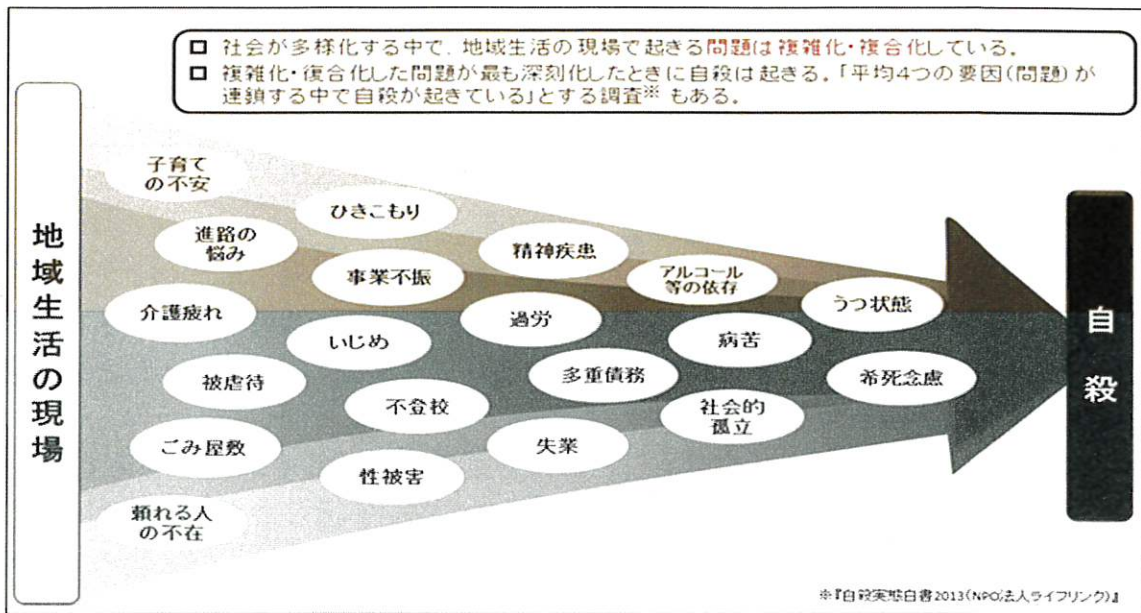
下郷町では、「健康しもごう21計画」に基づき、町民一人ひとりが健康で、健やかに暮らせる町を目指し健康づくりを推進する中「下郷町自殺対策行動計画」を策定及び推進してまいりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：図1参照）。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳っています。

当町は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「一人ひとりの命を大事にする第2次下郷町自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



I-2 趣 旨

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱等では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点が掲げられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す成果共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

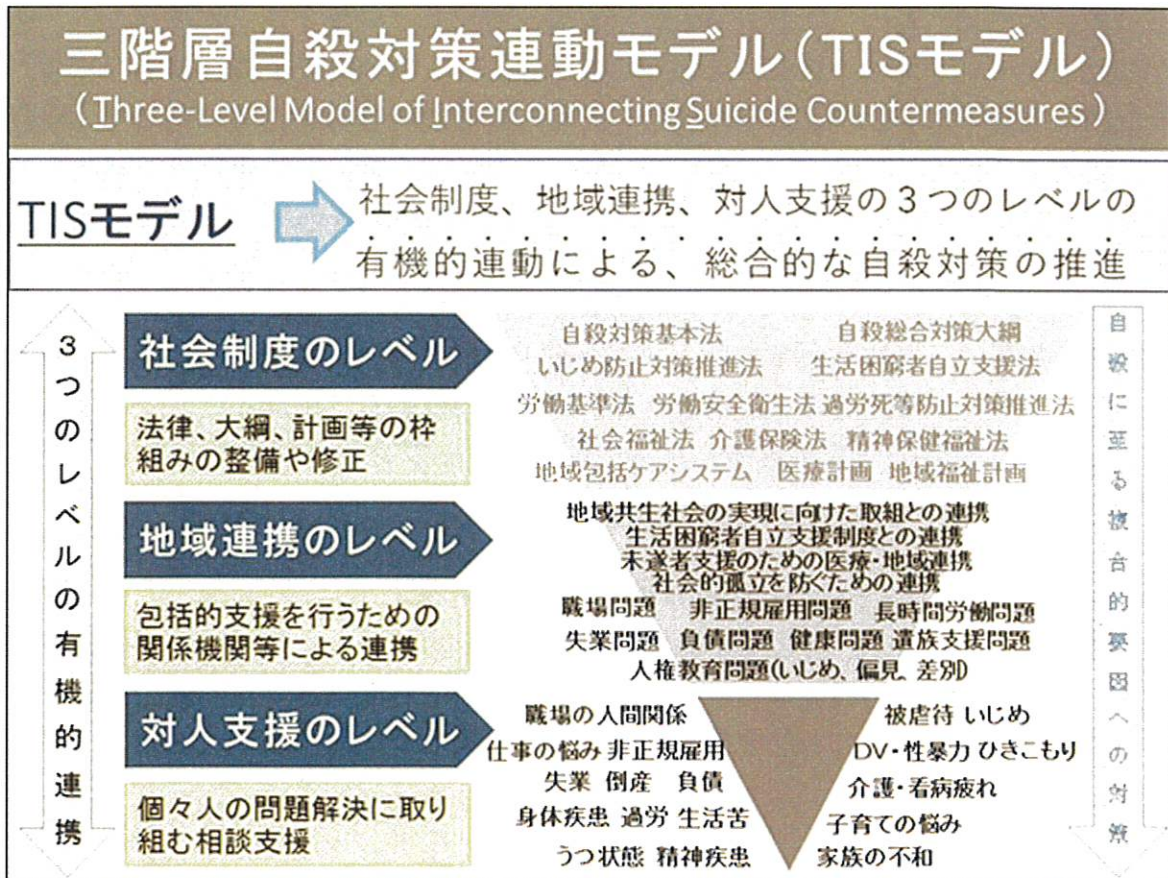
3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル：図2参照）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

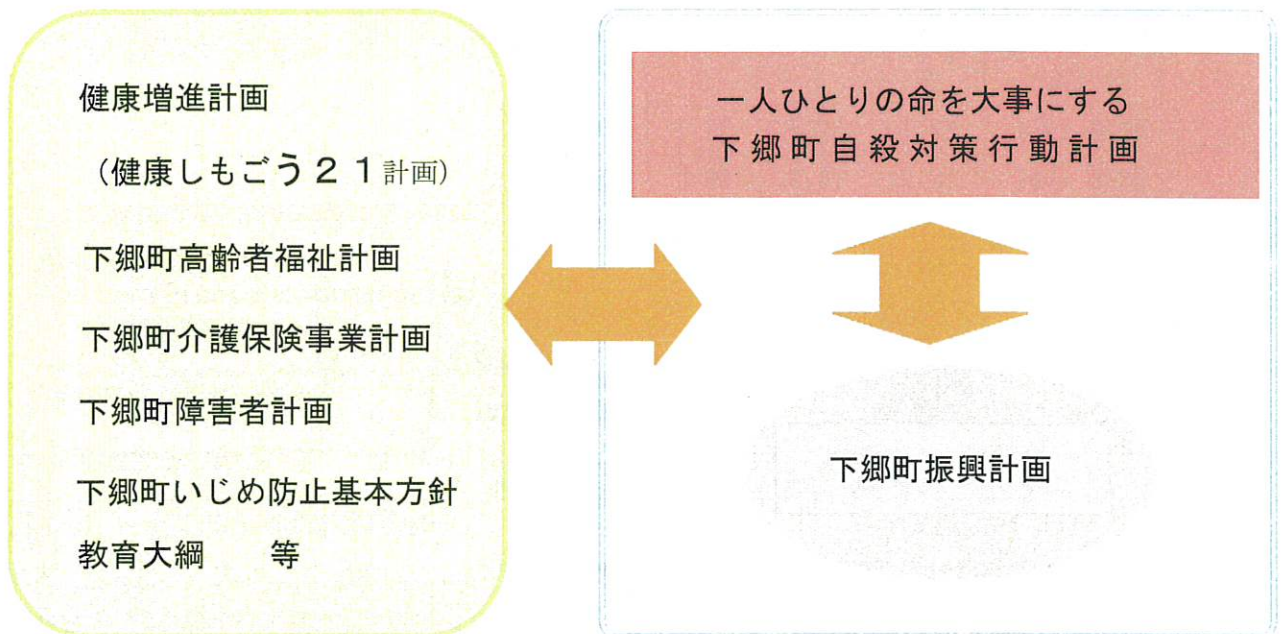
また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、該当ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

国、地方公共団体、民間団体等の自殺多作に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

I-3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、下郷町の実情を配慮して定める自殺対策計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「健康しもごう21計画」や「下郷町振興計画」との整合を図ります。



I-4 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

I-5 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、当面の目標として「令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させる」こととしています。

下郷町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない下郷町すなわち自殺ゼロ」の実現を目指します。

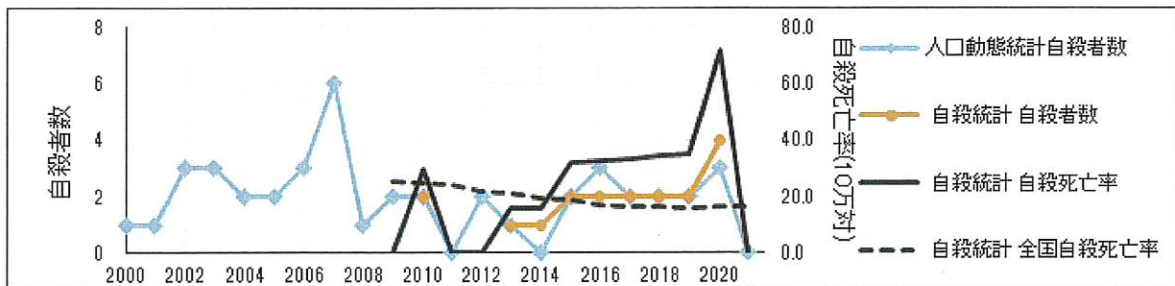
Ⅱ 下郷町の自殺の現状と関連するデータ

Ⅱ－1 下郷町の自殺の現状

(1) 自殺死亡率の年次推移

自殺死亡率の推移

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
数(人)	2	2	2	2	2	4	0
町率(%)	32.1	32.5	33.1	34.2	34.9	71.6	0
国率(%)	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4



(地域自殺実態プロフィール 2022)

国の自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状態は続いています。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となりました。

平成22年から令和1年のあいだの町の自殺者数は0～3人で推移しています。人口が少ないため、自殺者が出ると高い自殺率として表されます。

(2) 男女自殺者数の推移

(単位：人)

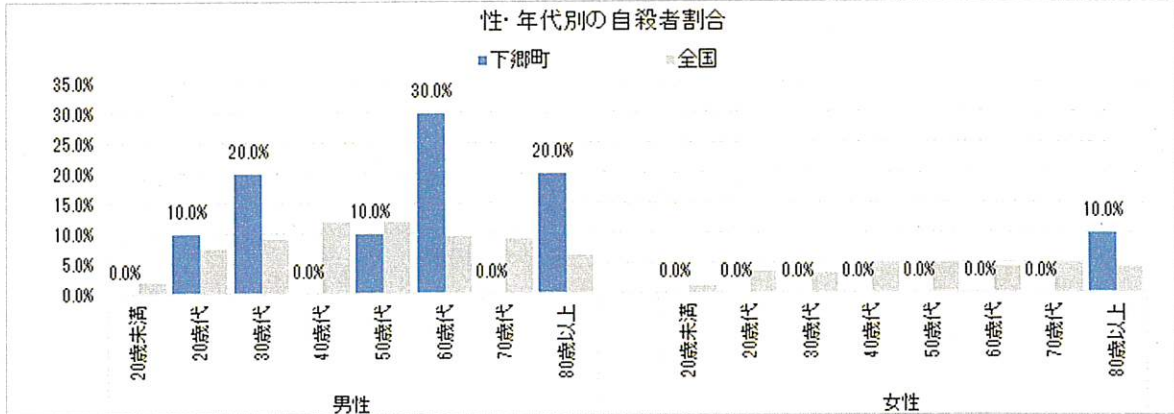
	男女別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	男性	16499	14964	14660	14149	13922	13914	13786
	女性	7307	6739	6467	6519	6052	6993	7034
福島県	男性	287	254	255	272	252	274	244
	女性	141	96	119	95	94	91	115
下郷町	男性	0	1	2	1	2	4	0
	女性	2	1	0	1	0	0	0

(地域自殺実態プロフィール 2022)

平成27年から令和3年の7年間の自殺者数は14人でした。性別では男性が多くなっています。

(3) 男女別・年齢階級別死亡状況

(H29～R3年)

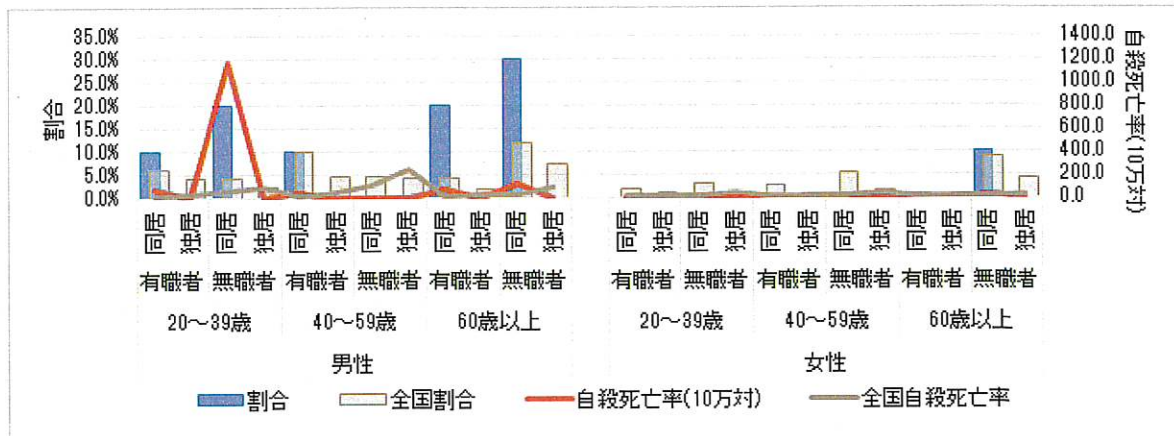


(地域自殺実態プロフィール 2022)

自殺者の年代別状況は、男性は20代～80歳以上と幅広く、女性は60歳以上でした。

(4) 男女別・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率

(H29～R3年合計)



(地域自殺実態プロフィール 2022)

下郷町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺率が全国に比べて高いのは、男性では「60歳以上・無職者・同居」、女性も同じく「60歳以上・無職者・同居」となりました。

(5) 自殺の特徴

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。これを踏まえたうえで背景にある主な自殺の危機経路を出しています。

下郷町の主な自殺の特徴<特別集計(自殺日・住居地)>(H29~R3年)

上位4区分	自殺者数	割合	自殺死亡率 (10万人対)
1位: 男性60歳以上 無職同居	3	30.0%	110.7
2位: 男性20~39歳 無職同居	2	20.0%	1155.2
3位: 男性60歳以上 有職同居	2	20.0%	72.2
4位: 男性20~39歳 有職同居	1	10.0%	75.9

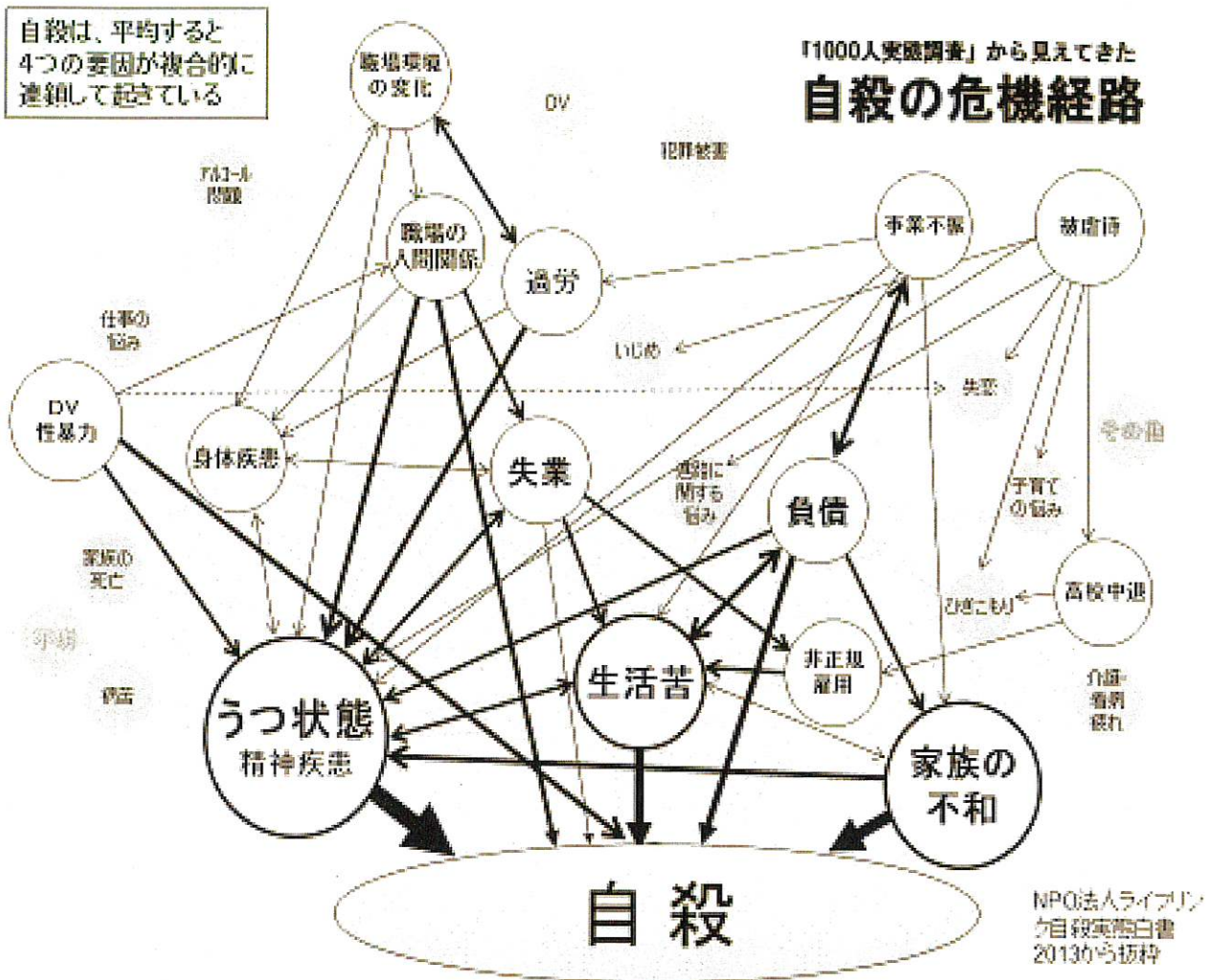
傾向(背景にある主な自殺の危機経路)

1位	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

(地域自殺実態プロフィール 2022)

区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に推定したものです。自殺者の犠牲別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことにご留意下さい。

図3：「背景にある主な自殺の危機経路」

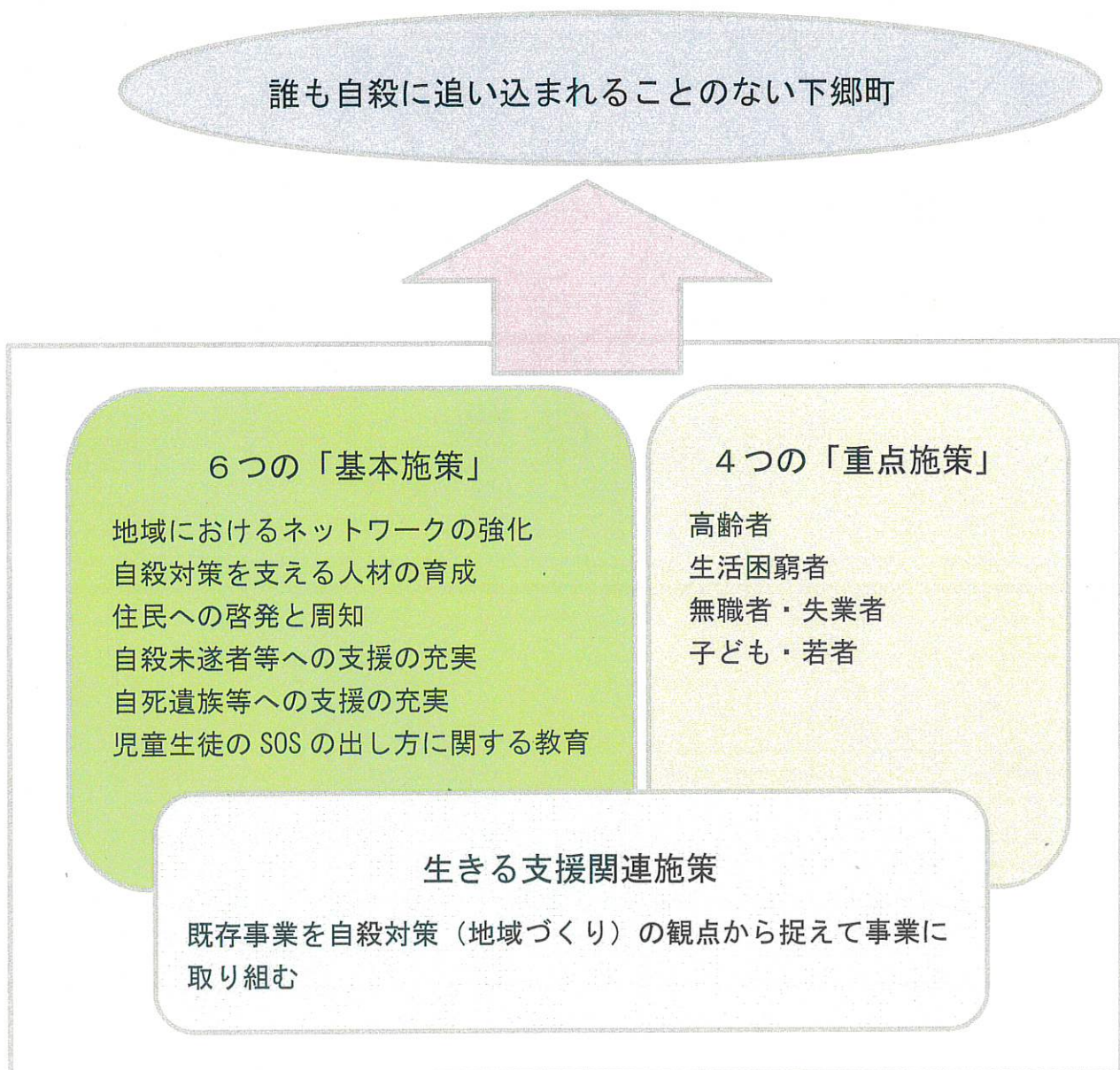


Ⅲ 一人ひとりの命を大事にする自殺対策における取組

Ⅲ－Ⅰ 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



Ⅲ－Ⅱ 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人に対して、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、組織が密接に連携する必要があります。

①地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【事業名】	事業内容	担当課	備考
【下郷町自殺対策推進検討会議】	庁内横断的体制のため自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、事業の洗い出しや事業担当及び実施時期を明確化するなどし、自殺対策を総合的に推進します。	全 課	
【下郷町自殺対策協議会】	関係各種団体の代表が集まる下郷町健康づくり推進協議会のなかで、ニーズの把握や町の自殺対策に関する協議を行い、広く地域の様々な関係団体等の参加を得て推進します。	健康福祉課	健康づくり推進協議会
【総合的な相談体制の強化】	各種相談窓口と健康福祉課との情報共有や連携を強化し、地域の自殺対策の担い手を増やしていくことにより、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進め包括的・継続的な支援を提供します。	全 課	

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
下郷町自殺対策推進検討会議開催	1回以上/年	現状維持
下郷町自殺対策協議会開催	1回以上/年	現状維持

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】	事業内容	担当課	備考
【相談窓口の充実と連携】	庁内における各種相談窓口と健康福祉課との情報共有や連携強化にむけて、悩みや問題を抱える方の問題解決に向けた取り組みを進め、包括的・継続的な支援を提供します。	全 課	
【生活困窮者自立支援事業窓口連携】	福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	健康福祉課	社会福祉協議会
【要保護児童対策地域協議会】	虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	健康福祉課	町内医療機関 教育関係機関 民生児童委員 教育委員会 児童相談所 保健福祉事務所
【いじめ問題対策連絡協議会】	いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行います。また、児童・生徒の自殺の実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた児童・生徒の早期発見と支援を推進します。	教育委員会	町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
相談窓口の充実と連携件数	10件以上/年	現状維持
各種協議会・会議開催回数	各1回/年	現状維持

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

- ①さまざまな職種を対象とする研修の実施
関係職種の人材育成に努めます。

【事業名】	事業内容	担当課	備考
【事業所向けゲートキーパー養成講座】	関係職種が相談者に寄り添いながら支援し、適切なケアにつなげることのできるゲートキーパーの養成を行います。	健康福祉課	介護事業所 障がい福祉事業所 (一般事業所も)
【ケアマネージャー等ゲートキーパー養成講座】	ケアマネージャー等が住民の悩みを聴き不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげるゲートキーパーの養成を行います。	健康福祉課	居宅介護支援事業所
【民生児童委員に対するゲートキーパー養成講座】	町民により身近な存在である民生児童委員に対するゲートキーパー養成を行います。	健康福祉課	社会福祉協議会 (役場各課相談窓口も)

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
事業所向けゲートキーパー養成講座	1回	1回以上/年
ケアマネージャー等ゲートキーパー養成講座	1回	1回以上/年
民生児童委員ゲートキーパー養成講座	1回	1回以上/年

②学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自殺を予防するために、悩みをもつ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】	児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	教育委員会	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年

(3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

①チラシ・啓発グッズの作成と周知

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【チラシによる相談窓口の周知】	<p>庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関にチラシを配置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、保健所で実施している心の健康相談、うつ病家族教室、ひきこもり家族教室等の周知や、各事業等でのチラシ又は啓発品の配布を行い、周知を図ります。</p>	健康福祉課	保健所 町内医療機関 福祉関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
庁内チラシ設置窓口	4か所	5か所
町内関係機関チラシ設置窓口	7か所	7か所

②町民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【こころの健康づくり講演会】	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講演会を開催していきます。	健康福祉課	教育委員会 社会福祉協議会
【健康教室・健康相談】	健康教育や健康相談の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等の理解を深めるための健康教育を行っていきます。	健康福祉課	

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
講演会・教室の開催回数	1回/年	1回/年以上
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	80%	85%以上

③メディアを活用した啓発活動

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【広報誌・ホームページを通じた広報活動】	自殺予防週間（9/10～9/16）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年で相談窓口の周知を図ります。	健康福祉課 総務課	保健所

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
広報誌への掲載回数・ホームページへの更新回数	年1～2回	年2回

(4) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク郡であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、予防的な視点から、相談体制の強化、自殺対策を支える人材の育成や、啓発事業の推進を引き続き行うことが重要です。また、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援も必要であり、関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【総合的な相談体制の強化】（再掲）		全 課	
【ゲートキーパー養成講座】（再掲）		健康福祉課	
【健康教室・健康相談】（再掲）		健康福祉課	
【南会津医療圏との連携】 南会津地域救急医療と連携し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っています。		健康福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
【精神科医療機関との連携】 南会津郡内に精神科の入院施設がないために、必要に応じて精神科の医療機関、関係機関と連携を図りながら、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を行っていきます。		健康福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
【自殺未遂者ケア等に関する研修会】 自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等への研修を推進します。		健康福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
【養護教諭部会との検討会議】 児童生徒の精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、情報交換や検討を行っていきます。		健康福祉課 教育委員会	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座（再掲）	1回	1回以上/年
教室の開催回数（再掲）	1回/年	1回以上/年

(5) 遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【南会津医療圏との連携】（再掲）	南会津地域救急医療と連携し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っています。	健康福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
【死亡届出時の情報提供】	死因を問わず、死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続等の情報の周知を行います。	町民課 健康福祉課	

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
連 携 会 議	—	1回/年以上
死亡届出時のチラシ配布率	—	100%

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

①児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【こころの講演会】	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	教育委員会	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
こころの講演会	年3回	現状維持
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	90%以上	90%以上

Ⅲ－Ⅲ 重点施策

(1) 高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きるための包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【地域ケア会議】	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	健康福祉課	町内介護関係施設

● 評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
会議開催回数	4回/年	4回/年以上

②高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【地区健康相談】	地域の集会所で健診結果説明会と併せて開催するこころの健康相談の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための啓蒙を行っていきます。	健康福祉課	各地区組織
【認知症サポーター養成事業】	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族が住みやすい地域づくりのため養成テキストに沿った内容で知識等について理解を深めるための啓蒙を行っていきます。	健康福祉課 地域包括支援センター	
【総合相談窓口】	医療のみならず日常生活において病気と患者家族に対するの相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。	健康福祉課 地域包括支援センター	
【行政相談・人権相談】	行政相談員・人権擁護委員が、様々な相談を受け付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。	総務課 町民課	行政相談員 人権擁護委員
【高額医療に関すること】	本人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする場合には、適切な機関につなぐ等の役割を担います。	町民課	

●評価指標

評価項目	現状値	令和1.0年度までの目標値
健診結果説明会兼こころの健康相談会参加者数	542人 (健診受診者の83.9%)	現状維持

③社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【一般介護予防事業】	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図り、安心して過ごせる居場所づくりを目指します。	健康福祉課 地域包括支援センター	
【高齢者の生きがいと健康づくり推進事業】	住民が主体となり、身近な集会所や公民館などを利用し、介護予防並びに地域コミュニティの活性化を図っていきます。また、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。 ○民謡教室・編み物教室・高齢者スポーツ大会・老人作品展など ○サロン活動・老人クラブ活動	健康福祉課 教育委員会 公民館	社会福祉協議会 老人クラブ連合会
【下郷町文化協会】	加入している文化関係団体等が、相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。	教育委員会	公民館

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
一般介護予防事業 ○地区介護予防教室	※令和5年度実績 25か所233回 (延べ1,769人参加)	現状維持
○元気はつらつ教室	45回 (延べ540人参加)	
○お元気サロン	36回 (延べ582人参加)	
サロン実施地区数	26か所	現状維持
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業参加者数(延べ)	292人	現状維持

(2) 生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- ① 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- ② 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催
- ③ 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【生活保護に関する相談】	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	健康福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員
【生活困窮者自立相談支援】	福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	健康福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員
【無料法律相談】	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談の際に相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。	社会福祉協議会	法律関係機関
【年金相談】	年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。	町民課 農業委員会	
【各種納付相談】	各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談をし、随時窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。	健康福祉課 町民課 税務課 建設課	

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
生活保護相談件数	3件	4件以上/年
生活困窮者自立相談 支援新規相談件数	4件	5件以上/年
無料法律相談者数	11件	18人以上/年

④居場所づくり活動

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【町営住宅の整備】	町営住宅の居住者や入居申込者は生活困窮や定収入など生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、関係機関との連携を図りながら支援していきます。	建設課	

(3) 無職者・失業者

無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【納税相談】	住民税等の滞納者の生活状況等を聞き取り、福祉関係部署との連携を図りながら、徴収・換価の猶予制度に該当するかも念頭におき、納付について相談に応じます。	税務課	
【生活保護に関する相談】（再掲）	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	健康福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員
【生活困窮者自立相談支援】（再掲）	福島県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	健康福祉課	社会福祉協議会
【民生児童委員活動】	町民の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関や社会資源につなげます。	健康福祉課	民生児童委員
【消費生活相談】	契約等の消費生活トラブルを解決するための助言、あっせんを行い、再発防止につなげます。	町民課	消費生活センター

●評価指標

評価項目	現状値	令和10年度までの目標値
生活保護相談件数(再掲)	3件	4件以上/年
生活困窮者自立相談支援 新規相談件数(再掲)	4件	5件以上/年

(4) 子ども・若者

一口に子ども・若者といっても背景や状況は様々であり、児童生徒や学生のほか、就労者や、就学・就労状態にない者も含まれます。それらの違いを踏まえ、子どもや若者が自殺に追い込まれることがないように、関係機関が連携しながら、子育て世代への支援も含めた取組を推進します。

【事業名】	事業内容	担当課	関連協力団体
【社会教育（多様な学習活動や社会活動への支援）】	参加者同士の交流を促進し、多くの町民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。	教育委員会	教育関係機関
【学校・家庭・地域社会の連携支援】	家庭や地域の教育力向上に向けた取組を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。 ○青少年健全育成町民会議 ○親子ふれあい事業 ○放課後こども教室	教育委員会	教育関係機関
【子育て支援センターの活用】	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	健康福祉課 子育て支援センター	
【子育て世代包括支援センターの活用】	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対してきめ細やかな支援体制を構築します。	健康福祉課 子育て世代包括支援センター	
【町営住宅の整備】	若年層の定住促進、高齢者・障がい者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した町営住宅の整備を検討します。	建設課	

Ⅲ－Ⅳ 生きる支援関連施策

(1) 生きる支援関連施策決定までのプロセス

- ①庁内の関連事業を把握するため、各課等事務分担表より下郷町の全事業・業務をリスト化しました。1つの事業の中に「複数の事業（以下「業務」を含む。）」が含まれている場合は、その事業1つ1つを最大限自殺対策に活かすために、できるだけ細分化しました。
- ②関連各課にて「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）事業に分類しました。その際、「◎＝自殺対策そのものになる事業」「○＝自殺対策に関連させられる事業」「△＝自殺対策に関連させられる可能性がある事業」に分類しました。
- ③「◎＝自殺対策そのものになる事業」「○＝自殺対策に関連させられる事業」に自殺対策の視点を加えた「事業案」を考え、関連各課が了承したものについて、事業を掲載しました。

(2) 生きる支援関連施策について

- ①これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方をふまえ、町の基本施策（6項目）及び重点施策（5項目）に基づき、関連あるものとして分類しています。
- ②各課の事業でそれぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し問題解決にあたる必要がある場合においては、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、1人1人が担っていくことが望まれます。
- ③さらに、この事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、町民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康福祉課	母子健康手帳交付	▼妊娠届け時の様子を把握するとともにアンケートをとおして、状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					
	妊産婦・新生児等訪問指導	▼面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					
	乳幼児健康診査 健康相談・乳幼児発達観察相談	▼育児負担が大きくなっていないかを把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					
	特定不妊治療費助成事業	▼不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●							●
	養育医療に関する事務	▼育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●							●
	児童手当支給事務	▼資格喪失（転出）に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●			
	児童扶養手当申請受付	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●			●	●			●
	ひとり親家庭等医療費支給事業	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●			●
	特定健診・特定保健指導 各種がん検診	▼健康診断の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。 ▼健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●					
健診結果説明会 時こころの健康相談	▼健診結果説明会と同時にこころの健康相談会を開催し、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●	●	●	●					

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康福祉課	精神障害者社会復帰事業「なかよしサークル」	▼精神障害を持つ当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●	●				
	自立支援医療受付事務	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	保健委員・保健補導員合同会議	▼会議の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、自殺予防の啓発と研修機会となり得る。	●	●	●					
	窓口・電話相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●		●	●	●	●
	健康教室	▼教室において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民の自殺予防の意識向上へ寄与できる可能性がある。	●	●	●					
	家庭訪問	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●	●	●	●
	栄養改善・食育の推進業務に関すること	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●							
	食生活改善推進員活動事務・食生活改善推進員養成講座	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。	●	●	●					
介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関する事務	▼期限までに納税できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。	●					●	●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康福祉課	介護給付・要介護認定(調査)に関する事	▼介護は当人や家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		
	介護保険被保険者の資格管理に関する事	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		
	災害時要援護者支援に関する事	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		
	高齢者台帳整備に関する事	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		
	地域支援事業総合事業に関する事	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●		
	認知症総合支援事業	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●		
	緊急通報装置給付等事業	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●				●	●		
	認知症サポート一養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●		●		
	高齢者虐待への対応	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●		●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康福祉課	介護支援専門員に関すること(ケアマネジメント支援)	▼専門職員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●				●		
	介護予防ケアマネジメント	▼要介護の当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持ち、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	●	●	●			●		
	福祉用具購入及び住宅改修に関すること	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●			●	
	介護支援専門員連絡会議	▼専門職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ▼連絡会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●			●		
	認知症初期集中支援事業	▼職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民への寄与できる可能性がある。	●	●	●	●		●		
	成年後見制度利用支援事業	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			●	
町民課	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●					●	●	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネット ワーク 強化	人材の 育成	啓発と 周知	生きる 支援	児童 生徒の 教育	高齢者	生活 困窮者	無職者・ 失業者
町民課	人権啓発事務	▼町内各小・中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等での自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識をもつことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。	●	●	●		●	●		
	国保趣旨普及に関する事務	▼保険税等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●							●
	短期保険証資格証発行に関する事務	▼保険税等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●							●
	出産育児一時金、葬祭費に関する事務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	●							
町民課	下郷町地域安全推進協議会事業	▼「下郷町地域安全条例」に基づき、町民が安全で住みよい社会生活を営むことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため、「下郷町地域安全推進協議会」において、安心安全に係る各種施策などについて協議する。 ▼「下郷町暴力団排除条例」に基づき、暴力団排除に係る広報、啓発に取り組む。 ▼自殺の実態等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ること、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。	●	●	●	●				
	公害・環境関係の苦情相談	▼町民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。 ▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	●	●	●	●			●	●

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
税務課	町・県民税の賦課に必要な調査	▼生活保護受給者や障害者等は、経済面だけでなく健康面での問題を抱えていることが多い。それらが原因の自殺を防ぐためにも、担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●						●	
	町税・国保税の徴収及び滞納整理事務	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。▼相談を受けたり徴収を行う職員等に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						●	
建設課	公営住宅家賃徴収及び滞納整理	▼公営住宅家賃支払いを期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						●	
	簡易水道使用料徴収及び滞納整理	▼簡易水道使用料支払いを期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						●	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
教育委員会	下郷町PTA連絡協議会に関する事務	▼PTAに対するセミナーや研修会を実施する。 ▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。	●				●			
	四つ葉のクローバープラン推進事業	▼学力の底上げを行うことで、学力低下の悩みやいじめ問題の防止について、情報共有を図ることができる。 ▼Q Uテストの実施により、学級満足度や児童生徒のメンタルヘルスについて情報共有を図ることができる。	●				●			
	下郷町教育ポータルサイト事業	▼各小中学校で行われている行事や活動の様子をホームページに掲載する。 ▼自殺対策に関する内容を掲載することで、保護者や住民に対して取組状況を周知することができる。	●		●		●			
	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	▼経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、通学費・学用品等を補助、また特別支援学級在籍者に対し、修学奨励費の補助を行う。 ▼経済的困難を抱えている家庭は、その他様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聴き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会に成り得る。				●	●		●	
	奨学金に関する事務	▼支給対象の保護者について聴き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、包括的な支援を行っていくことが可能となる。				●	●		●	
	下郷町いじめ問題対策連絡会議	▼小中学校長や児童相談所、警察等の関係機関による情報連携会議を開催し、いじめを受けている児童生徒の対応方法について情報を共有し、いじめの早期発見と迅速な対応方法を確認する。	●				●	●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
教育委員会	スクールソーシャルワーカー派遣事業	<p>▼社会福祉等の専門的な知識や技術を有するSSWを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒及び家庭環境に対して、課題解決への対応を図る。</p> <p>▼SSWによる関係機関と連携した包括的な支援を行うことで、児童生徒や保護者の自殺リスク低減を図る。</p>	●			●	●			
	スクールカウンセラー活用事業	▼スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者の個別面談をおし、児童生徒の悩み事を解決に導くとともに、不登校児のメンタルケア等を行うことで、自殺リスクの低減を図る。	●			●	●			
	青少年健全育成町民会議(青少年の主張発表・健全育成作品困コンクール)	<p>▼日頃の生活や社会活動を通して考えていることや、願いや希望を発表し合うことにより、青少年の自立心を高め、自殺リスクの軽減に繋げることができる。</p> <p>▼また、主張発表と青少年健全育成標語・ポスターコンクールの入賞作品の展示・表彰を併せて行うことにより、青少年健全育成に対する町民運動の機運を一層高めることが期待される。</p>	●	●	●	●	●			
	青少年健全育成町民会議(世代間交流事業)	<p>▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供し得る。</p> <p>▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。</p>	●	●	●	●	●			
	青少年健全育成町民会議(ふるさと祭り夜間巡回)	▼徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。	●			●	●	●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
教育委員会	青少年町民会議 (補助金の交付)	▼地区の育成活動を活性化させることにより、地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性がある。	●		●	●	●			
	小中学校芸術鑑賞教室	▼音楽や演劇等の本物の芸術文化に触れる機会を持ち、表現芸術の美しさや楽しさといったものに感動したり喜びを味わったりできるようにする。直接触れることにより表現者の努力や熱意を感じ取らせ、自分たちも進んで考えや気持ちを発表したり、多くの人前で発表したりする表現意欲を喚起する。			●	●	●			
	下郷町学校図書館ボランティアの会	▼子どもたちの想像力と感性を磨き、自分の考えを述べたり、感情を伝えたりする「言葉」身に着けさせる。また「言葉」の獲得により、幅広い知識や表現する力を習得し、必要な情報を選択し活用する能力を培わせる。			●	●	●			
総務課	職員の研修事業 (新任研修・昇任時等研修)	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●						
	職員の健康管理事務	▼職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(職員相談室、職員共済組合) ▼住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。	●	●						

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
保育所・子育て支援センター	保育の実施	▼しもごう保育所湯野上保育所による保育、育児相談を実施する。 ▼保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を行う。	●		●	●	●			
	保育所員ゲートキーパー研修	▼保育所でゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期発見し他の機関へとつなぐなど保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●	●	●				
	子ども家庭支援 (児童虐待防止対策の充実)	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通して問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的に自殺リスクを抑えることにおいても児童虐待防止は重要である。	●		●	●			●	
	子育て広場事業 (子育て支援センター)	▼乳幼児のいる保護者同士の交流、情報交換や子育てに係る相談の場を設置する。 ▼周囲に親類、知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が、夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。	●		●	●				
	保・小中連携事業	▼保育所、小学校、中学校で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童、生徒を育てることを目的とする。 ▼保育所、小学校、中学校間で児童生徒の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的、継続的に支援することができる。	●		●	●	●			

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
下郷町地域包括支援センター	介護予防運動教室 元気はつらつ教室	▼高齢者が集い、健康チェック、下肢筋力の向上、ストレッチ等を行う。 ▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	●		●	●		●		
	認知症・介護予防運動教室 お元気サロン	▼85歳以上の高齢者が集い、健康チェック、下肢筋力の向上、ストレッチ等を行う。 ▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る	●		●	●		●		
	介護予防運動教室 らくらく介護予防教室	▼地区集会場に高齢者が集い、健康チェック、下肢筋力の向上、ストレッチ、口腔機能向上、栄養教室を行う。 ▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	●		●	●		●		
	サロン支援	▼サロンにおける介護予防の普及啓発 ▼高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	●		●	●		●		
	地域包括支援センターによる高齢者の総合相談事業	▼高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	●		●	●		●		
	介護者支援 介護者のつどい	▼介護情報の提供や勉強会、ピアカウンセリング等の実施 ▼介護者同士のピアカウンセリングを行い、介護疲れ等の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	●		●	●		●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒の教育	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
下郷町地域包括支援センター	認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ▼地区集会場等で認知症の普及啓発を行い、当事者や介護者への理解を深める ▼当事者の状態、介護者の介護疲れ等を周りの人が把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。 	●	●	●	●		●		
	認知症普及啓発 認知症カフェ	<ul style="list-style-type: none"> ▼認知症グループホームや公共施設を利用し、カフェ形式で集い、認知症の普及啓発を行い、当事者や介護者への理解を深める ▼当事者の状態、介護者の介護疲れ等を周りの人が把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。 	●	●	●	●		●		
	高齢者虐待・不適切事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▼高齢者虐待や不適切事例を早期に把握し対応する ▼ケアマネ、各サービス事業所などで当事者の状態、介護者の介護疲れ等を周りの人が把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。 	●	●	●	●		●		

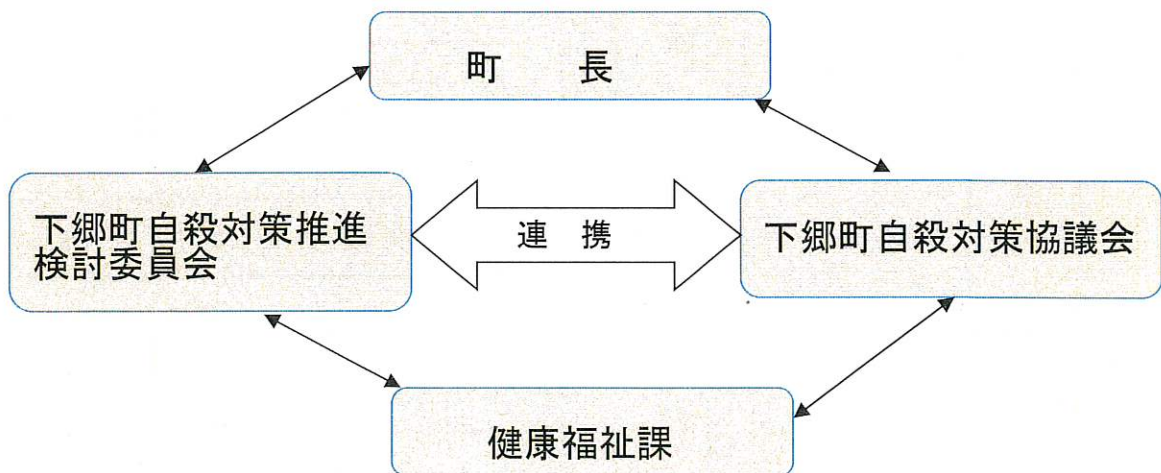
IV 自殺対策の推進体制等

IV-I 自殺対策組織の関係図

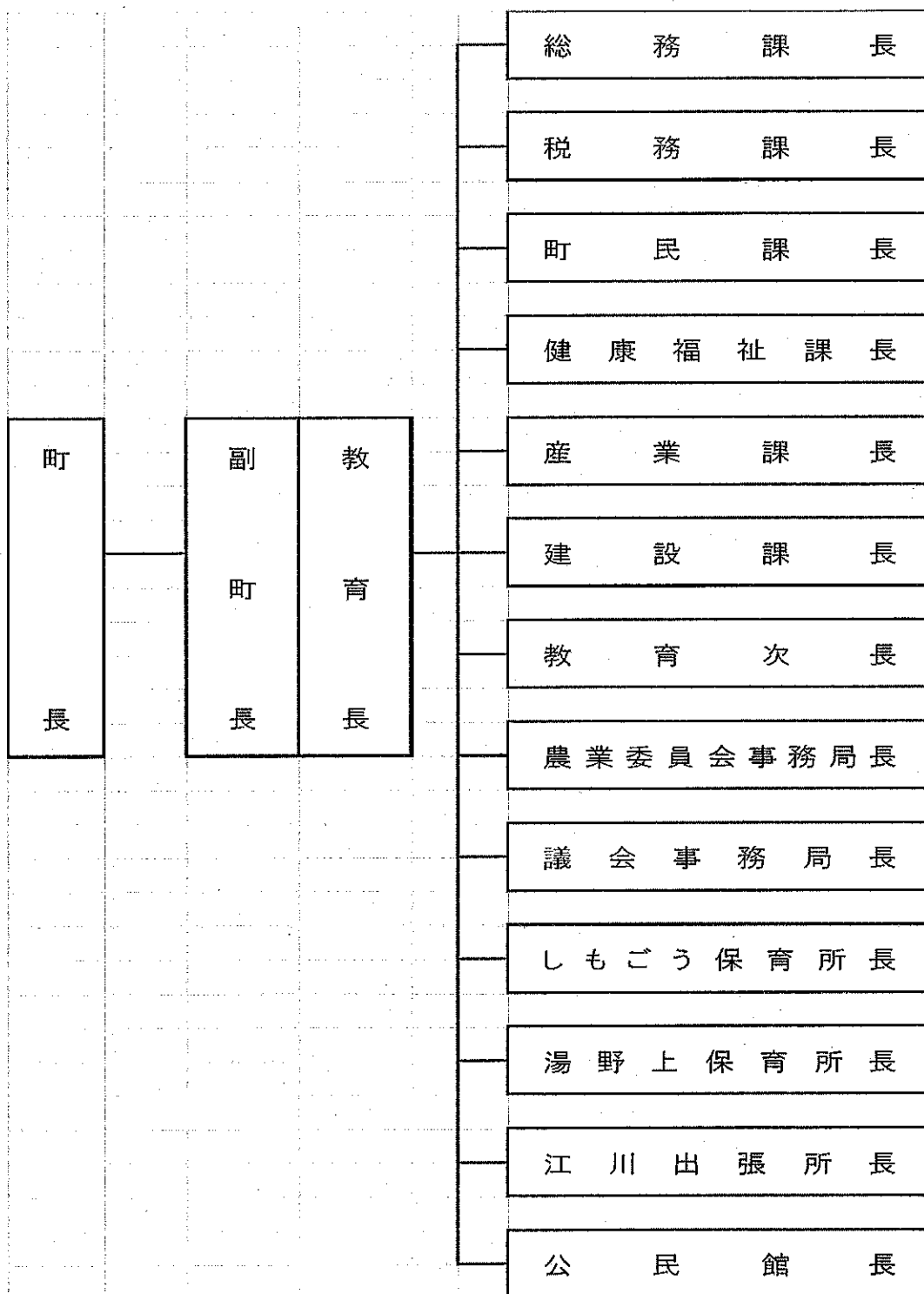
「下郷町自殺対策推進検討委員会」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や町民の代表等で構成する健康づくり推進協議会を「下郷町自殺対策協議会」と位置づけ、関係機関との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

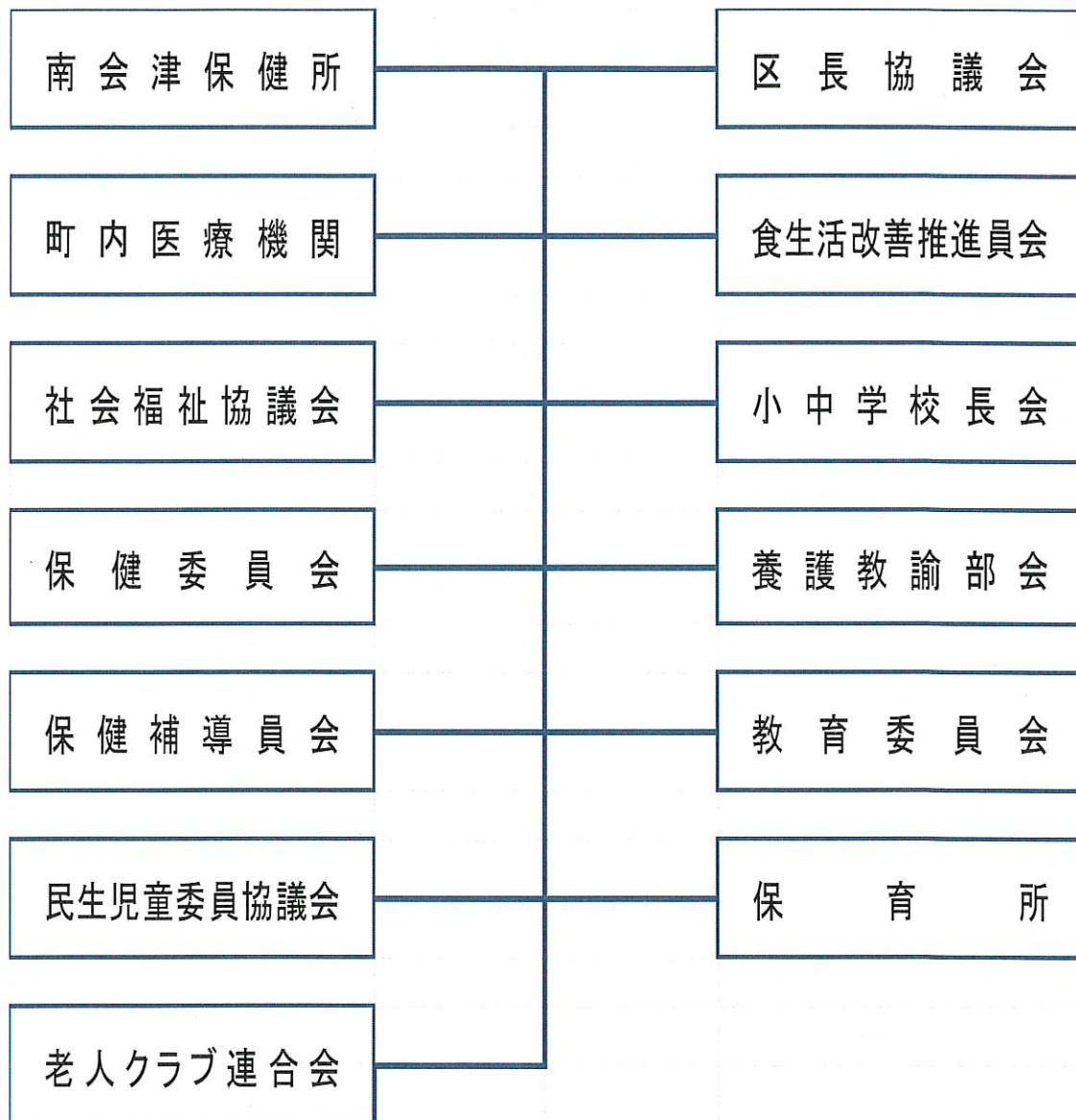
本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、下郷町自殺対策推進検討委員会においてPDCAサイクルによる評価を実施し、下郷町自殺対策協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



下郷町自殺対策推進検討委員会



下郷町健康づくり推進協議会
(下郷町自殺対策協議会を兼ねる)



IV 資料編

(1) 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関

心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区

域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者

が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体 の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号)

(施行期日)


1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(2) 相談窓口一覧

	相談内容	相談窓口・相談機関	電話番号	相談受付時間
こころの相談・精神保健福祉相談	こころの健康・ひきこもり・アルコール・薬物やギャンブル等の依存の問題・精神障害の医療・社会復帰等に関する相談 *精神科医師などによる「こころの健康相談」は要予約	精神保健福祉センター (福島県)	024-535-3556	月～金 8:30～17:15 電話、又は来所による相談を受けつけています
		南会津保健福祉事務所 保健福祉課 (福島県)	0241-63-0305	
		健康福祉課 健康係 (下郷町)	0241-69-1199	
	こころの病・不安・孤独・生きているのがつらいなどのさまざまな悩みの相談	こころの健康相談ダイヤル	0570-064-556 (ナビダイヤル)	月～金 9:00～17:00
		福島いのちの電話	024-536-4343	毎日 10:00～22:00 毎月第3土 22:00～翌日 10:00
ふくしまいのちの電話メール相談	ふくしまいのちの電話メール相談	soudan@fukushima-inochi.com	相談の返信は、おおむね5日程度要します。	
ふくしま寄り添いフリーダイヤル予約制	福島いのちの電話	0120-556-189	受付は希望日の3日前まで。相談は10時から22時まで30分を目安	
自殺を考えるほどの苦しい思いを聞きます	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～翌朝8:00	
勤労者の健康相談	メンタルヘルス不調・過重労働による健康障害・ストレスチェック制度について	働く人のこころの耳 電話相談	0120-565-455	月・火 17:00～22:00 土・日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	過労死・過労自殺についての相談	過労死110番	03-3813-6999	月～金 10:00～12:00 13:00～17:00
	中小企業の事業主及び労働者の健康に関する相談	会津地域産業保健センター	(会津) 0242-85-6075 (喜多方) 0241-22-1219	相談日・時間については、直接お問い合わせください
労働・経営相談	労働全般の相談	福島労働局総合労働相談コーナー	024-536-4600 0800-8004611 フリーダイヤルは労働者からの労働相談に限ります	月～金 8:30～17:15
	中小企業における労働に関する相談	福島県中小企業労働相談所	0120-610-145	月～金 9:00～16:00
	労働トラブルの相談	福島県労働委員会事務局	024-521-7594	月～金 8:30～17:15
消費生活	悪質商法等の消費トラブルの相談、多重債務に伴う債務整理に関する情報提供	福島県消費生活センター	024-521-0999	月～金 9:00～18:30 毎月第4日 9:00～16:30

法律相談	借金・多重債務・労働・相続・夫婦間の問題などの相談	法テラス福島	0503383-5540 (IP電話)	月～金 9:00～17:00
	借金・多重債務・労働・相続・夫婦間の問題などに関する情報提供	法テラス・サポートダイヤル	おなやみなし 0570-078374 (ナビダイヤル)	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

	相談内容	相談窓口・相談機関	電話番号	相談受付時間
犯罪暴力・迷惑行為	犯罪被害・ストーカー・DV・性被害・虐待・自殺・いじめ問題・振り込め詐欺(オレオレ詐欺・架空請求・還付金詐欺)・ヤミ金などの相談	警察安全相談 (県警察本部 県民サービス課)	#9110 (プッシュ回線のみ) 024-525-3311	月～金 9:00～17:00
		性犯罪被害 110 番 (県警察本部捜査第一課)	0120-503-732	月～金 9:00～17:00
人権相談	人権相談	みんなの人権 110 番 (福島地方法務局)	0570-003-110 (ナビダイヤル)	月～金 8:30～17:15
	子供の人権相談	子どもの人権 110 番 (福島地方法務局)	0120-007-110	
	女性の人権相談	女性の人権ホットライン (福島地方法務局)	0570-070-810 (ナビダイヤル)	
生活全般	生活の中で直面する様々な悩みや問題、DVの相談	福島県男女共生センター 相談室	0243-23-8320 *「一般相談」「健康相談」「法律相談」の 面接相談は要予約	火 9:00-12:00 13:00-16:00 17:00-20:00 水 13:00-17:00 18:00-20:00 木～日 9:00～12:00 13:00～16:00
障がい者	障がい者の日常生活での心配や悩み・困りごと等の相談	障がい者 110 番 (福島県障がい者社会参加推進センター)	024-563-5110	月～金 8:30～17:00
	職場復帰・再就職支援	福島障害者職業センター	024-526-1005	月～金 9:00～17:15
難病	患者さんやご家族からの治療上のお悩みや不安等に関する相談	福島県難病相談支援センター	024-521-2827	月～金 9:00～16:00
高齢者	家族問題・老後の不安・介護の悩み等の相談	下郷町地域包括支援センター	0241-69-1199	月～金 9:00～17:00
	認知症に関する相談	認知症コールセンター	024-522-1122 面接相談、月2回 (第2木、第4金要 予約)	月～金 10:00～16:00

女性	夫等からの暴力・離婚問題・家庭問題など女性の様々な悩みの相談	福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010	毎日 9:00~21:00 (祝日・年末年始を除く)
ひとり親	ひとり親の就労相談	福島県母子家庭等就業支援センター	024-521-5699	月~金 9:00~17:00
	相談内容	相談窓口・相談機関	電話番号	相談受付時間
子どもや子育て・若者	いじめ問題やその他子供の SOS 全般に悩む子供や保護者からの相談	24 時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)	なやみいおう 0120-0-78310	24 時間
		ふくしま 24 時間子ども SOS (県教育委員会)	0120-916-024	24 時間
	いじめ問題	いじめ 110 番 (県警察本部・県民サービス課)	0120-795-110	月~金 9:00~17:00
	子どものあらゆる相談 (18 歳未満)	会津児童相談所	0242-23-1400	月~金 8:30~17:15
子どもや子育て・若者	18 歳までの子どもがかける電話 どんなことも一緒に考えます	チャイルドライン	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00
	発達障がいやその疑いがあるご本人やご家族からの相談・発達検査や診断・就労支援に関する相談	福島県発達障がい者支援センター	024-951-0352	月~金 8:30~17:00
	ひきこもり・不登校・いじめ・進路・ニート・発達・非行	福島県青少年総合相談センター	0 24-546-0006 火~土 9:30~17:30 メール相談 soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp	
	ひきこもりに関する相談	福島県ひきこもり支援センター	024-546-0006	火~土 9:30~17:30
	働くことについてさまざまな悩みを抱えている 15 歳~39 歳くらいまでの若者への就労支援	会津地域若者サポートステーション	0242-32-0011	月~土 9:00~18:00
	こころの健康に関する悩みを相談できる LINE 相談	こころつなぐ@福島 	LINE アプリの ID 検索で ID【@228denon】を半角入力し検索、登録又は QR コード	受付 18:00~21:30 (相談は 22:00 まで) (土日祝日含む)

(福島県精神保健福祉センター「ひとりで悩んでいませんか相談機関のご案内」引用 平成30年1月現在)

